子供政策総合推進本部設置要綱

令和４年４月 27 日
４子子企第 128 号
知　事　決　定
改正　令和５年４月 10 日
５子総総第 19 号
改正　令和５年６月 30 日
５子総総第 177 号
改正　令和７年４月１日
７子総総第 54 号

（設置）

第１条　都政の政策全般を子供目線で捉え直し、子供政策を総合的に推進するため、子供政策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進本部は、次の事務を所掌する。

（１）東京都の子供に関する施策の総合的な推進に関すること。

（２）その他本部長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

２　本部長は、知事をもって充てる。

３　副本部長は、副知事及び教育長をもって充てる。

４　本部員は、別表に定める者をもって充てる。本部員のうち子供政策連携室長を筆頭本部員とする。

（推進本部の運営）

第４条　本部長は、必要に応じて推進本部を招集し、これを主宰する。

２　本部長は、推進本部の開催に当たっては、副本部長のほか、案件に応じ、別表の本部員のうち、必要な者を招集する。

３　本部長は、推進本部の目的を達成するために必要があると認めるときは、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

４　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　筆頭本部員は、本部長の命を受け、各局と連携し政策推進の調整等を行う。

（子供政策連携推進チーム）

第５条　子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題等に対し、分野横断的な視点に立って機動的に取組を推進するため、推進本部の下に、「子供政策連携推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

２　チームのリーダーは、筆頭本部員である子供政策連携室長の職にある者をもって充てる。

３　チームの会議は、リーダーが招集する。

４　リーダーは、検討テーマ毎に応じて、必要なメンバーを招集し、会議を開催することができる。

５　リーダーは、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

（幹事会）

第６条　推進本部の円滑な運営と、推進本部で提起された子供政策の着実な推進を図るため、幹事会を設置することができる。

２　幹事は、本部長が指名する、原則として部長級職員とする。

３　幹事会には、幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くことができる。

４　幹事会は幹事長が招集する。

５　幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

（事務局）

第７条　推進本部の事務局を、子供政策連携室に置く。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則（４子子企第 128 号）

この要綱は、令和４年４月 27 日から施行する。

附　則（５子総総第 19 号）

この要綱は、令和５年４月 10 日から施行する。

附　則（５子総総第 177 号）

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（７子総総第 54 号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表　子供政策総合推進本部員

	職名
本部長	知事
副本部長	副知事、教育長
本部員	◎子供政策連携室長 東京都技監 政策企画局長 総務局長 財務局長 デジタルサービス局長 主税局長 生活文化局長 都民安全総合対策本部長 スポーツ推進本部長 都市整備局長 住宅政策本部長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 産業労働局長 中央卸売市場長 スタートアップ戦略推進本部長 建設局長 港湾局長 会計管理局長 交通局長 水道局長 下水道局長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長 収用委員会事務局長 警視庁生活安全部長 消防総監

注１）◎筆頭本部員

注２）東京都技監が本部員である局長を兼務する場合は、兼務する局長としての立場においても本部員となる。